

# 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

遠野市は、岩手県を縦断する北上高地の中央に位置し、東西、南北ともに約 38 k m、総面積 825.97 k m<sup>2</sup>を有します。

平成の大合併により新市誕生した平成 17 年の国勢調査では 32,364 人あった人口も、平成 27 年の国勢調査では 28,062 人まで減少しています。人口構成では、65 歳以上の高齢人口の割合が高く、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が年々減少しています。自然動態の推移を見ると、死亡数が出生数を上回っているほか、社会動態の推移を見ると、転出が転入を上回っている状態が続いています。

(表 1) 遠野市の人口

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年	
人口	31,402	29,331	28,062	
男女別	男性	14,923	14,035	13,526
	女性	16,479	15,296	14,536
年齢階層別	0～14歳	3,889	3,333	3,000
	15～64歳	17,388	15,914	14,533
	65歳以上	10,125	10,070	10,471
	(不詳)		14	58

資料 国勢調査

(表 2) 遠野市の人口動態の推移

単位：人

	H26.10～H27.9	H27.10～H28.9	H28.10～H29.9	
自然動態	出生	161	149	137
	死亡	440	455	504
	自然増減	△ 279	△ 306	△ 367
社会動態	転入等	677	668	597
	転出等	762	767	720
	社会増減	△ 85	△ 99	△ 123

資料 遠野市政要覧、住民基本台帳

一次産業では、冷涼な気候と豊かな自然環境を生かした農林水産業と米を中心に、野菜、ホップなどの工芸作物、畜産などの複合経営が営まれています。また、広大な山林を活かした林業も営まれています。

これまでの遠野市の農業は、家族経営や兼業農家などによる労働集約性が高い農業経営によって支えられてきたと言えます。

しかしながら、農業生産者の高齢化や担い手不足が進んでいる現状の中、今後とも労働集約性が高い農業経営に頼るだけでは自ずと限界があります。

集落営農や法人化など意欲ある経営体制づくりや高度な生産技術の導入、更には六次産業化や農商工連携などの創意工夫ある経営への転換が必要であり、そのためにも労働集約性から労働生産性の向上が課題です。

二次産業では、製造業と建設業が最も雇用を吸収している分野と言えます。

製造業は、事業者数が増加に転じ、製造品出荷額や事業用資産も増加している一方で、従業者数が減少傾向にあります。

建設業は、相次ぐ災害復旧への対応もあり、生産額が伸びているものの、従業者数は横ばいで推移しています。

少子高齢化が進む現状においては、人手不足感が今後も続くと予想されることから、多様な人材の活用や人材育成による従業者一人ひとりの能力向上、設備投資や経営力強化によって限られた経営資源を有効に活かした生産性向上が課題です。

三次産業は、サービス産業を中心に市内総生産の過半を占めるほか、雇用の面でも約半数が従事しており、地域経済に与える影響が最も大きい産業分野です。商業やサービス業が特に雇用を吸収している分野と言えます。

商業は、遠野駅周辺を中心市街地や宮守駅周辺、近年は消費者ニーズの変化や店舗の大型化も進んだこともあり、生産額が上昇傾向にあります。

サービス業は、雇用も生産額もほぼ横ばいで推移しています。

しかしながら、卸・小売業やサービス業の従業者1人当たりの総生産額の割合は、製造業の半分程度に留まっており、必ずしも生産性が高いとは言えません。

また、観光関係では、『遠野物語』に代表される歴史・自然・文化を活かし、全国の多くの方々に親しまれています。昨今の訪日外国人旅行者数の増加を受けて、今後は外国人旅行者の需要を取り込んでいくことも必要です。そのために、外国人が安心して観光できるための環境整備や観光サービスにおけるICTの活用などによる生産性向上に向けた取り組みが必要です。

(表3) 遠野市の産業別従業者数

単位：人

	平成17年	平成22年	平成27年
産業別従業者数	16,090	14,080	14,291
一次産業	3,771	2,923	2,632
二次産業	4,680	4,162	4,424
（うち製造業	2,637	2,459	2,490
（うち建設業	1,994	1,674	1,900
三次産業	7,618	6,979	7,212
（うち卸・小売業	2,074	1,770	1,721
（うちサービス業	2,823	2,401	2,470
分類不能	21	16	23

資料 国勢調査

(表4) 遠野市の産業別市内総生産 単位：百万円

	平成17年	平成22年	平成26年
市内総生産	67,489	85,667	102,673
一次産業	3,257	4,028	3,685
二次産業	21,597	24,268	40,406
（うち製造業	16,201	15,411	25,446
うち建設業	5,216	8,751	14,766
三次産業	45,808	56,877	57,430
（うち卸・小売業	7,092	7,001	7,792
うちサービス業	11,876	11,728	12,481
輸入品に課される税・関税 (控除)総資本形成消費税 (控除)帰属利子		862 367	1,826 674
	3,173		

資料 遠野市統計書、岩手県県民経済計算・市町村民経済計算

(表5) 農業経営体の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
農業経営体	2,872	2,607	2,103
(うち法人化)	-	22	41

資料 農業センサス

(表7) 製造業の推移 単位：事業体、人、百万円

	平成17年	平成22年	平成28年
製造業事業者数	69	65	67
従業者数	2,303	2,189	2,175
製造品出荷額	34,807	37,646	55,173
有形固定資産	7,633	6,464	8,611

資料 工業統計調査(H17、H22)、経済センサス-活動調査(H28)

ここ数年の雇用環境の改善に伴い、有効人倍率が上昇しています。また、高卒対象の求人に対する充足割合が低下しています。

高校卒業生の地元就職者数は、ここ数年横ばいを維持してきましたが、少子化の進行が止まらない現状においては、将来にわたり高校卒業生の地元就職者数を維持していくことは困難になると考えられます。

(表8) 有効求人倍率及び市内高校卒業生の就職状況 単位：人

	平成25年	平成27年	平成29年
有効求人倍率	1.10	1.21	1.57
高卒対象求人状況			
事業所数	37	46	62
求人数	98	119	133
高卒地元就職者数	38	38	38
(参考 市内高卒者数)	241	198	192

資料 遠野市産業部

以上のことから、本市の一次産業、二次産業、三次産業の総生産額は増加傾向にあります。その一方、人口減少と少子高齢化の進行とともに、生産年齢人口が減少し、地域の担い手の確保が困難となっている実情がわかります。特に、本市の中小企業者にとっては、人手不足の深刻化や労働生産性の伸び悩みなど、それぞれ課題を抱えている状況です。

今後も更なる人口減少が予想される中、地域活性化を図るためには、各産業間の連携とバランスに配慮しつつ、各産業分野において課題解決のため、生産性向上を図る必要があります。

そのためには、中小企業者がそれぞれ直面している状況に応じて、職場環境の改善や、①設備、②技術、③人材への3つの投資と経営戦略の強化と、一人当たりの労働生産性を意識した取り組みが重要となります。

そこで、中小企業者が更なる生産性向上に向けた取り組みを進める必要があります。また、事業活動を取り巻く環境についても、個々の事業者の事業活動に対する官民双方からの支援サービスの充実化と、その活用が必要です。

## (2) 目標

本計画では、「しごととは付加価値を生み出す行為」と捉え、従業者一人当たりの生産性の向上を目標とします。

なお、「生産性 = 売上高 ÷ 原価」との認識のもと、

### **MAN HOUR を減らし、 MAN POWER を増やす**

**“遠野スタイル生産性革命”** の実現をめざすものとしします。

そこで、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、第2次遠野市総合計画前期基本計画に掲げる商工業の振興施策との政策連携を図りながら、先端設備等の導入を更に推進するものとしします。

なお、これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(目標認定件数)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	計
目標認定件数	4件	3件	3件	5件	5件	20件

(遠野市総合計画まちづくり指標)

まちづくり指標	2022年目標値	指標設定の考え方
市内従業者数 (百人)	86	令和7年度に8,500人を目指す。
給与所得金額 (億円)	220	毎年1%増加を目指す。

市内の法人数（社）	651	令和7年度に市内法人数654社を目指す。
製造品出荷額（億円）	408	毎年1億円の増加を目指す。
年間商品販売額（億円）	325	2014年より7億円の増加を目指す。
法人資産総額（億円）	390	令和7年度に法人資産394億円を目指す。

### （3）労働生産性に関する目標

遠野スタイル生産性革命は、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は一次産業、二次産業、三次産業の各産業間の連携とバランスによって本市経済及び雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。

今後も人口減少が更に進み、人手不足が続く状況の中で、中小企業者が労働生産性を向上させていくためには、それぞれの経営環境に応じた人材育成や業務効率化といった経営の取り組みのほか、機械・設備投資やIT化、研究開発などの投資行動も重要です。

そのため、多様な産業の多様な生産性向上の取組を支援する観点から、本計画で定める先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとします。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

本計画における対象地域及び対象業種・事業の設定に当たっては、本市の一次産業、二次産業、三次産業の産業間の連携とバランスに配慮しつつ、各産業分野において生産性向上を図るため、先端設備等の導入を促進するものとします。

### （1）対象地域

本計画における対象地域は、以下のとおり本市広域に存在する一次産業、二次産業、三次産業の産業間の連携とバランスに配慮しつつ、広く事業者の生産性向上を実現するため、各地域・各産業分野において生産性向上を目指すため、遠野市内全域とします。

本市の市域の中央には遠野盆地があり、中心市街地が形成され、商業、サービス業など三次産業を中心に事業者が集積しています。

その中心市街地を取り囲むように、集落と耕地が形成されており、農業をは

じめとする一次産業と、製造業を中心とする二次産業に携わる事業者が集積しています。

本市の周囲は、標高 300m～700mの高原群が取り囲んでおり、林業や内水面漁業などの一次産業が営まれています。

このように各産業が土地の形状や標高に応じて配置されているほか、町の文化、農村の暮らし、四季が織りなす美しい自然とその景観は、『遠野物語』に代表される観光・交流事業のフィールドとして利用されています。

本市は、東西、南北ともに約 38 k m、総面積 825. 97 k m<sup>2</sup>という広大な面積を有しているものの、その土地利用にあたっては、いずれかの産業分野の事業フィールドとして利用されることから、本計画における対象地域は、遠野市内全域とします。

## (2) 対象業種・事業

本計画における対象業種は、本市広域に存在する一次産業、二次産業、三次産業の産業間の連携とバランスに配慮しつつ、各地域・各産業分野において生産性向上を図るため、全業種とします。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは以下のとおり多様なことから、対象事業は労働生産性が年率 3 %以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とするものです。

一次産業においては、創意工夫ある経営への転換を図るとともに、労働集約型による事業経営から労働生産性の向上を促進します。

そのため、農業生産物や特用林産物の生産量増加につなげる生産設備に対する投資のほか、情報通信技術を活用した省力化、作業用機械等の導入による効率化を図るための設備投資、六次産業化や農商工連携など産業分類の枠を超えた新規事業や、農産物の海外輸出やインターネット販売などへの挑戦など新たな事業を行うための設備投資を対象とします。

二次産業においては、最も雇用を吸収している分野である強みを生かし、多様な人材の活用や人材育成による従業者一人ひとりの能力向上、設備投資や経営力強化によって限られた経営資源を有効に活かした生産性向上を促進します。

そのため、製造や工事等の事業活動における従業者のリードタイムを縮めるための設備投資や生産設備の自動化等による生産量の増加のための設備投資のほか、新規商品、新事業、新分野の開拓につながる設備投資などを対象とします。

三次産業においては、商業やサービス業、観光業などで、ICTの活用などによる生産性向上を促進します。

そのため、医療・健康・食事が連携した事業のほか、観光分野においては情報通信技術の導入によるインバウンドに対応するための事業、卸・小売分野においては、情報通信技術を用いた新しい商取引事業、個々の事業者に対する経営支援サービス、教育支援サービスなど生産性向上を支援する新サービス事業などを実施するための設備投資を対象とします。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とします。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とします。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

本計画では、以下に掲げる事項に配慮するものとします。

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮すること。